

病後児保育室 利用のご案内

子どもが体調の悪い時くらいそばにいてやりたい……。
でも、どうしても仕事は休めないし、保育園にも学校にも行けない……。
そんな時、「阿賀町病後児保育室」がお子さんをお預かりして
子育て家 庭の育児と仕事の両立を支援します。

阿賀町

【利用対象者】

★概ね3歳から小学校6年生までのお子さんで、次の全ての条件に該当する方が利用できます。

- 病気の回復期にあつて、受診した医療機関から「医師連絡票」の発行を受けている。
- 保護者が勤務等で、家庭で保育できない状況である。
- 阿賀町に住所を有する児童であるか、保護者が阿賀町内の事業所に勤務している。
(町外の児童であっても、保護者が阿賀町内の事業所に勤務する場合は利用できます)

【利用料金】

区分	料金（1日、一人当たり）
阿賀町民	1,000円
阿賀町民以外（阿賀町内に勤務している方）	2,000円

- 開設時間外の保育はできません。（※保育時間8時～18時まで）
- 利用時間による料金の増減はありませんが、生活保護世帯は免除となります。
- 利用後、納付書が送付されますので期限内に納入ください。

【定員】 6名

【持ち物】 全ての持ち物に必ず記名し、カバン等に入れて持参ください。

- ★書類 ● 利用申込書 ● 医師連絡票 ● 保険証 ● 医療受給者証 ● 医療機関受診券
- ★薬等 ● 処方薬（1回分ずつに分けて、必要回数分お持ちください。お子さんの名前を記入してください。処方説明書類も持参ください。なお、市販の薬はお断りします。）
- ★食品 ● 昼食（症状に合わせて食べやすいもの） ● おやつ（午前・午後の2回分、）
● 飲み物（水、お茶、イオン飲料など。）
- ★衣類 ● 着替え（2着） ● おしぼりタオル ● バスタオル ● ビニール袋2枚程度（汚物用）
- ★その他必要な方 ● おむつ ● おむつ替用タオル ● おしりふき ● 食事用エプロンなど
※ゲーム機不可、内履きは不要です。

【お願い】

- 保育室では、看護師、保育士がお子さんの保育・看護をします。職員の指示に従ってください。
- 感染症の回復期にある児童が多い時などは、定員以内でもお受けできない場合があります。
- 保育中に病状が悪化した場合（38℃以上の発熱、水分・食事が摂取しない、頻回おう吐等）は、お迎えをお願いする場合があります。
- 病後児保育室または協力医療機関の看護師等が受診の必要があると判断した場合は、状況に応じて保護者の承諾なく受診させていただきます。 ※この場合の医療費は保護者の負担となります。
- 予約のキャンセルは早めにお電話ください。（利用したい方が利用できなくなります。）

【病後児保育室を利用できる症状の目安】

【一般的な症状】

- 解熱剤を服用せず、体温が 38℃以下であること
- 水分摂取が可能であること
- 食事が摂取可能であること
- 嘔吐がない 激しい下痢がない（病後児保育室利用前日の段階で 1 日 5 回以下）
- 咳や喘息による呼吸困難がない
- 脱水症状を認めない

【感染症の場合】

- インフルエンザ 解熱後 2 日を経過している
- 麻疹 解熱後 3 日を経過している
- 風疹 解熱し、発疹が消失している（発疹出現後 3 日程度、色素沈着はかまわない）
- 水痘 新しい水泡の痂皮化が始まったら（発疹出現から 7 日前後）
- おたふくかぜ 耳下線の腫大がほぼ消失している
- 百日咳 特有の咳（レプリーゼ）が減少傾向になっているか、又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了している
- 感染性胃腸炎 発熱・嘔吐がなく、下痢が消失傾向である
- 手足口病 解熱して食事が摂取可能である
- ヘルパンギーナ 解熱して食事が摂取可能である
- 外科的疾患 症状は安定しているが、一般保育所等での集団生活が困難である

※上記の症状であっても、医師連絡票が無い場合は利用できません。

※利用当日になって症状が悪化していた場合は利用できません。

【病後児保育室内】



【プレイルーム】

ロッカー、絵本、レゴブロックなどの玩具をそろえています。畳スペースでも安静に過ごせます。



【手洗い・トイレ】子供用の手洗い、幼児用トイレもあります。



【安静室】

布団を完備していますので、畳のお部屋で、ぐっすり眠ることができます。



【開設日】 月曜日 から 金曜日 午前8時 から 午後6時まで

※祝日、8月13日～8月16日、12月29日～翌年1月3日は除きます。

※医師連絡票証明日から連続した7日間（上記休日を含む）まで利用できます。

【利用手続きの流れ】

登録する

- ★ 年1回「**病後児保育登録申込書**」を病後児保室へ提出してください。
お子さんの“カルテ”のようなもので、重要な書類となります。
(翌年の3月31日まで有効です。)

発病(受診)

- ★ かかりつけ医院等で受診し、「**医師連絡票**」を記入してもらいます。
医師連絡票を必ず持参してください。

予約する

- ★ 病後児保育室に電話予約してください。直接お越しになってもかまいません。

☎① 070 - 4506 - 5678 ☎② 070 - 4506 - 5677

利用当日

- ★ 「**病後児保育利用申込書**」と「**医師連絡票**」を提出してください。当日登録も可能です。
(利用申込書は事前に記入してください。当日のお子さんの様子を忘れずに記入してください。)
- ★ 申込書及び医師連絡票の内容、持ち物等を確認し、検温、お子さんの状況をお聞きます。
※面談時には少々お時間をいただきます。予めご了承ください。
※書類は病後児保育室にあります。また、町ホームページからもダウンロードできます。

【病後児保育室の入口】 阿賀町あが野南4324番地（町営診療所みかわ内）

※診療所玄関の裏側（建物の裏に専用玄関がありますので、そちらから入室ください）

病後児保育室入口

